

入会林野と山郷集団

—奈良県北葛城郡（葛下郡）万歳山の場合—

野 崎 清 孝*

The Common Forest and the Sango-group-Communes combined by a Common Forest

—In the Case of Manzai-yama in Nara Prefecture—

Kiyotaka NOZAKI

(1974年9月30日受理)

はじめに

入会林野¹⁾は原初的には入会権を有する数か村の共同利用形態すなわち総手的共有で、山郷集団²⁾を単位とする生活空間の拡がりの中で集団の構成要素としての役割を果たしていた。入会林野の起源に関しては画一的に論ずることができないが、大部分は中世後期から近世初期にかけての地域的秩序の中での形成と考えられる。したがって近世における山郷集団に含まれる村落は個々の領主支配とは無関係にブロック単位に中世からの入会権を継承した。各時代を通じて農民生活にとって入会林野は稈、刈敷肥料、さらには燃料、屋根材などの供給源として必要不可欠の存在であった。

しかしながら近代になると入会林野は解体への方向をたどることになる。解体過程の一形態である山割（村別割、戸別割）は近世すでに進行してはいたが³⁾、とくに明治20～30年代になって解体傾向が著しい。解体に影響を与えた主なものは地租改正による土地の官民有区分と町村制施行という制度上の強制と金肥の普及である⁴⁾。近代における入会林野は水利のように地域集団の紐帯としては強い作用を果たすことが少ないといわれる。それは農民生活の中での相互の意見対立や関心の低さにもよるが、政府のとった入会林野に対する施策がきわめて不徹底で、一貫性を欠き、ために入会林野をなしくず的に崩壊させ、強い紐帯となしえなかったからである。

奈良盆地周縁には鉢石山、大木山（奈良市）、高橋山（天理市）、巻向山、粟原山（桜井市）など多くの入会林野が存在し、それぞれ山郷集団を構成する平地農村と地域的に結合していた。本稿は万歳山（北葛城郡当麻町）に例をとり、入会林野の起源から解体にいたるまでの過程を山郷集団との関係において明らかにしてみたいと考える。

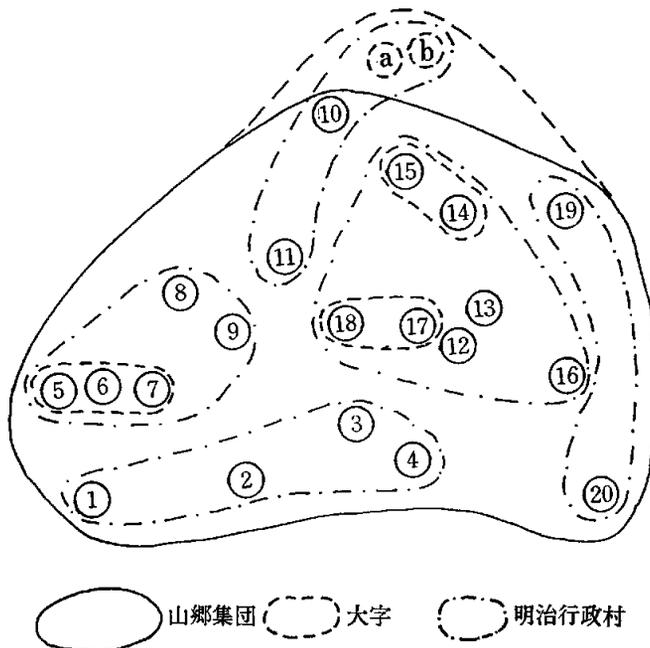
1. 地域の概要

万歳山63町3畝は万歳郷野山と呼ばれ、二上山の南方にあって、金剛山地東斜面を東流する短小河川である熊谷川の上流に広がる入会林野である。熊谷川は^{くまたに}河谷に沿っては大和と河内の富田林を結ぶ平石峠道を通じ、万歳山はその北側24町3反1畝1歩（竹内1754番

* 地理学研究室

地), 南側38町7反1畝29步(竹内1753番地)の両側に展開している。平石峠道は古代以来, 主要街道であった竹内街道(初瀬街道)の南側に通じ, これに対する補助的役割を果たしてきた。

近世以来, この万歳山に入会権を有していたのは竹内・長尾・木戸・尺土・当麻・中・大橋・勝根・今在家・市場・池田・岡崎・大谷・北角・野口・西代(西台・西田井)・鎌田・五位堂・磯野・築山・瓦口・別所の22か村で, これらは万歳山山郷と総称された(第1図)。近世初期には築山と北角はともに大谷村に含まれていた。築山村はやがて大谷村から分離独立したが, 北角は近世を通じて北角方として大谷村の中にとどまった。また西代は近世初頭には受検単位村であったが, やがて西代方として野口村の中に包含された。当麻・中^中・大橋の3村は明治20年(1887)に合村して当麻村となるまでそれぞれ独立村



- | | | | | | | |
|-------|-------|--------|------------|-------|-------|--------|
| 1 竹内 | 2 長尾 | 3 木戸 | 4 尺土 | 5 当麻 | 6 大橋 | 7 (西)中 |
| 8 今在家 | 9 勝根 | 10 五位堂 | 11 鎌田 | 12 市場 | 13 池田 | 14 大谷 |
| 15 北角 | 16 岡崎 | 17 野口 | 18 西代(西田井) | 19 築山 | 20 磯野 | |
| a 瓦口 | b 別所 | | | | | |

第1図 万歳山の山郷集団

であったが, 村領域は相互に錯雑していた。これら22か村のうち瓦口は安永7年(1778), 別所は寛政3年(1791)それぞれ上り山とし, 入会権を放棄した¹⁾。放棄の理由は明らかでないが, 栗原川上流の栗原山に入会権を有していた大福・西之宮・新堂・桜井・上之宮・谷・河西・川合(桜井市)の8村が明暦から享保までの間(1655~1736)に相ついで入会権を放棄した例²⁾のように入会林野の経済的効果をめぐって山年貢の負担と入会林野までの距離の間に保たれていたバランスに変化を来たためであろうと考えられる。瓦口, 別所両村とも万歳山からは5kmの距りがあり, それぞれの領域内に林野を含んでいた。

したがって入会権を近代まで存続させたのは20か村である。明治22年(1889)の町村制

第1表 万歳山の山郷

	面積 (町)						戸数	人口
	田	畑	宅地	山林	その他	計		
竹内	45.0527	1.9109	3.8825	5.6728	1.2406	57.7805	172	716
長尾	28.9022	2.3929	3.1409	0.0710	2.5107	—	104	533
木戸	23.4718	—	1.3410		0.0700	—	42	219
尺土	27.3927	0.4917	1.8308		0.0815	29.8107	47	241
当麻	37.9402	2.8200	3.0503	3.7123	0.4622	47.9922	175	721
今在家	18.0318	0.9200	1.4723		0.0618	20.4929	46	216
勝根	19.6609	1.1629	0.9822			21.8200	32	136
五位堂	46.3804	1.3520	4.3516		0.1209	48.2128	168	780
鎌田	59.1808	1.6100	3.3903			—	110	517
市場	67.2620	2.5015	4.8000		0.0027	74.5810	183	917
池田	38.4407	8.5908	2.9505			49.9820	86	410
大谷	43.1320	5.9504	3.9627	1.0107	0.0706	54.1404	103	496
岡崎	3.1319	0.1127	0.4424		0.1000	3.8010	9	45
野口	61.1301	4.2211	3.9120	29.3115	0.1328	98.7215	101	625
築山	19.6002	11.2604	3.6701	3.2209	0.1421	37.9205	150	778
磯野	42.7804	9.5014	2.6209		0.0916	55.0013	58	291
瓦口	43.3314	11.4809	1.6106	2.7228	0.1712	—	40	200
別所	34.2709	8.2211	2.8121	3.2129	0.2708	—	68	420

(大和国町村誌集 <明治15年—1882—>)

施行にともない竹内・長尾・木戸・尺土は磐城村，当麻・勝根・今在家は当麻村，市場・池田・岡崎・大谷・野口はわかにし陵西村，鎌田・五位堂は五位堂村，磯野・築山は磐園村にそれぞれ編入され，万歳山は陵西村外4か村入会地として維持されることになった。この入会地の領域はいずれの行政村にも含まれず，行政上未整理のまま長く残存した。昭和30年(1955)には当麻村7.30km²，磐城村7.59km²，計14.89km²であったものを，同31年(1956)には当麻・磐城両村を合併して成立した新当麻村(昭和41年<1966>年町制施行)に入会地を加えて16.26km²とし，ようやく行政的にも整理を完了した。なお戦後の町村合併進行の中で，昭和31年(1956)，陵西村は大和高田市に編入され(磐園村はすでに昭和16年<1941>当時の高田町に編入)，五位堂村は二上村，下田村，志都美村とともに香芝町を構成した。このように万歳山の山郷集団は明治行政村の枠組とは不整合で，入会林野が行政的結合の紐帯としての役割を果していないことを物語っている。

これらの地域は古来，染野(当麻町)に鎮座する葛城二上神社の氏子圏に含まれていた。かつてその氏子圏は葛下郡66か村を含む広大なものであったが，漸次その範囲を縮小し，今日では新在家・加守・染野(当麻町)，田尻・関屋・穴虫・畑・磯壁・良福寺・五位堂・瓦口・別所(香芝町)の12大字を含むにすぎず，このうちでかつての万歳山山郷に含まれるものは五位堂・瓦口・別所の3か村のみである。なお，木戸・長尾・尺土・八川・竹内を氏子圏とする市杵島神社(長尾神社)は八川を除いていずれも万歳山山郷を含んでいる。

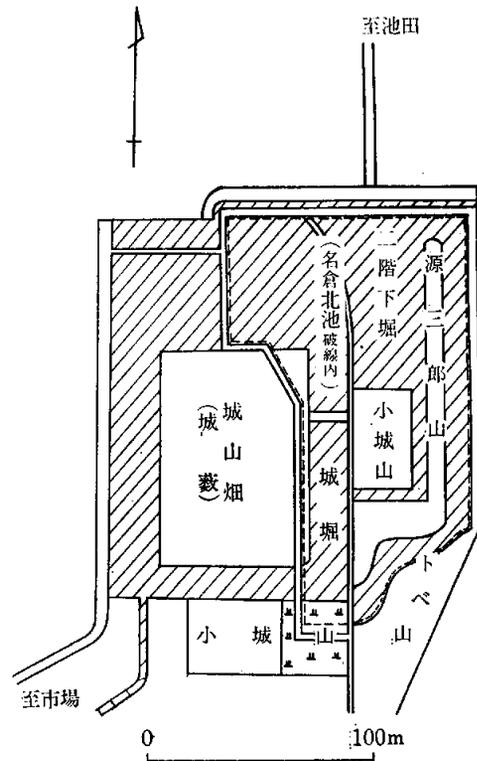
2. 万歳山形成の歴史的背景

中世，この地方は2295町1反72歩(広瀬郡461町7反240歩，葛下郡北郷1124町9反120

歩、南郷708町4反72歩)に及ぶ大庄園であった一乗院領平田庄の範囲に含まれる”。矮小性が顕著である畿内庄園の中において大和国長川庄や伊賀国黒田庄とともに平田庄はその規模、構造の上から畿内周辺型庄園に属するものであった。もともと摂関家領であったところから庄司等が近隣の寺院領の田堵を寄人として負籠田を募ったからである”。在地の豪族として擡頭した万歳(万財、満西)氏は平田庄の庄官で、高田(当麻)、岡、布施各氏とともに八庄官の一つにあげられていた。これら一乗院方の国民であった庄官はやがて在地領主化して平田党を結び、乾党(筒井氏を首領)、散在党(越智氏)、長谷川党(十市氏)、申川党(箸尾氏)、南党(梶原氏)とともに六党と呼ばれて互いに抗争をつづけた。同じ平田党の内部にあってもそれぞれは勢力圏の保持、拡張にからんで拮抗し、万歳氏は東の高田氏¹⁾、北の岡氏²⁾、南の布施氏³⁾と絶えず衝突をくりかえした。

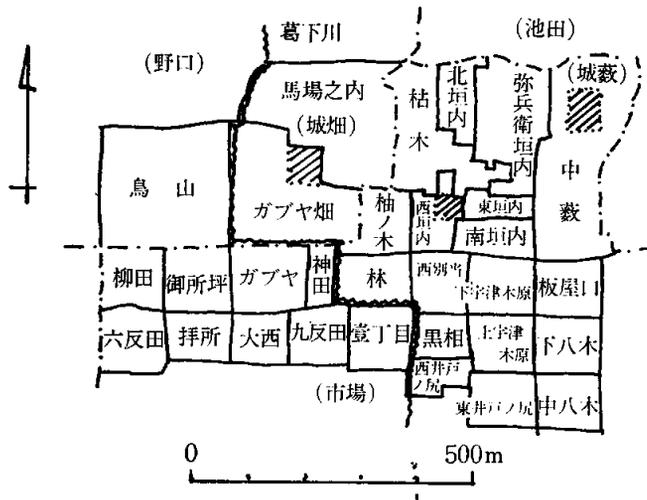
万歳氏の城館は今日、市場(大和高田市)領域の小字中藪のうちの城藪と呼ばれる一画にその遺構をとどめている。この遺構の東に接続する名倉北池は明治13年(1880)の築造にかかると、第2図⁴⁾によっても明らかかなようにそれ以前は城館付近の全遺構が残されていた。城館は当時、城山畑と呼ばれ、南北52間(93.6m)、東西38間(68.4m)の区画であった。その周囲は城堀と呼ばれ、西側で10間8尺(19.4m)、南側で3間5尺(6.3m)幅の濠がめぐらされていた。さらにその東側には南北27間(48.6m)、東西10間(18m)の区画や源三郎山と呼ばれる細長い区画さらに南側には小城山と呼ばれる区画などいずれも地盛の箇所が残されていた。いっぽう竹内峠北方の河内との国境の山頂(297.7m)には山城を構え、戦略上の基地として郷域をかためていた。一族には万歳南、万歳北井、万歳西、西田井、北角諸氏の名があらわれるが、これらの各氏の城館跡を今日それぞれ明らかにすることは困難である。西田井・北角両氏については集落名から城館の位置をあてはめることができても万歳南、万歳北井、万歳西各氏のそれについてはその位置を決定するには確証がえられない。ただいずれをいずれにあてはめることはできないにしてもともかく城館の遺構と考えられるものに次の場所があげられる。一つは市場領域の西垣内の一画、他は野口領域の小字ガブヤ畑のうちの城畑と呼ばれている一画である。前者にあつては50m四方、後者にあつては75m四方のかつて濠によってめぐらされていた区画が復原できる(第3図)。

中世後期の万歳氏の勢力圏、万歳郷⁵⁾の範囲を明らかにすることは困難であるが、『大和志料』には「当麻・染野・今在家・鎌田・勝根・大橋・中・野口・市場・池田・大谷・築山・神楽・有井・岡崎・大中ノ十六村ヲ惣称ス、已廃ス」とあって先述した近世、万歳



第2図 万歳城館跡 明治13年(1880)
池田区有地図より

中世後期の万歳氏の勢力圏、万歳郷⁵⁾の範囲を明らかにすることは困難であるが、『大和志料』には「当麻・染野・今在家・鎌田・勝根・大橋・中・野口・市場・池田・大谷・築山・神楽・有井・岡崎・大中ノ十六村ヲ惣称ス、已廃ス」とあって先述した近世、万歳



第3図 市場領域の小字名

山に入会権を有した22か村の郷域とは若干齟齬している。共通しているのは当麻・今在家・鎌田・勝根・大橋・中・野口・市場・池田・大谷・築山の11か村である。染野については明治初年の『万歳山誓約書』¹⁴⁾に「(万歳殿)御落城之際、林山及牧畜場ヲ大橋、染野、鎌田、野口、西中村ノ五ヶ村ニ御支配被命候」とあって当初の山郷に加わっていたことを物語っている。

平沢清人は近世の入会権を発生史的にとらえると、

- (1) 庄園、郷領主の山林支配権がそのままの形で近世に移行したと思われる場合、これらの場合は入会権村落がはなはだ廣大となる。
- (2) 近世的な村落形成過程で、ところの代官の支配範囲を中心に入会権の確立したと思われる場合。
- (3) 地侍(名主)の名田についている採草地がそのまま近世の入会地となった地付入会(先刈)地。
- (4) 近世になって成立した貸山より生じた入会山。

のようになるとしている¹⁵⁾。

万歳山の場合、その原型は少くとも近世以前に形成されていたことが明らかで、平田庄さらに万歳氏の勢力を背景としながらやがて入会権を有する村落の枠組すなわち山郷集団が次第に定着してきたと考えられる。上記区分(1)の例に属し、近世初頭において枠組に多少の変更があったとしても全体としては郷山として継承され、近代に至ったものと考えられる。

3. 近世の万歳山

万歳山は『池田村明細帳』(正徳2年<1712>)』(池田区有)に「万歳郷野山壺ヶ所、但二十二ヶ村立会ニ御座候」とあるように近世中期にはすでに22か村の山郷集団が形成されていた。前述の『万歳山誓約書』¹⁶⁾によれば、「万歳郷ニテハ農業必用タル肥料及牛馬ノ飼草ニ乏キ故、右五ヶ村(大橋・染野・鎌田・野口・中)ニ依頼之上、当郷中エ右野山

貰請ケ候処、幾年ヲ経、延宝年中御検地被可相成処、前記五ヶ村ノ山林高九十五石ノ内ニ開入有之ニ付、願濟之上、御赦免ニ相成」とあって、延宝年間（1673～1681）より正式に万歳山郷22か村が成立したことを物語っている。ただ染野村がなぜこの集団から離脱したかについては明らかでないが、中世後期の万歳山の範囲は近世のそれよりも広く、染野村はその他当麻・竹内各村などとともに入会林野の一部を領域内に組み入れ、山付にしたのではないかと考えられる。万歳山はもともと郷民の肥料、秣用の採草地で農業生産の上から不可欠の存在であった。『大谷村明細帳（享保9年<1724>）』（大谷区有）に

百姓柴取場之事

羽柴陸奥守様御墨付御座候而字万歳山と申隣郷村数式拾式ヶ村草苅申上候山御座候、大谷村も村数之内、道法壺里余、未申之方ニ御座候、山入用毎年割掛り申候、とある。

入会権の村別割の単位は鎌数と呼ばれ、全体で鎌数450であった。入会権を放棄した瓦口村が15、別所村が18のそれぞれの鎌数を有していたから以後20か村では417の鎌数であった¹⁴⁾。その他の各村ごとの鎌数については記録がなく、不明であるが、若干の変化を来たしながら明治中期の鎌数に推移していると考えられる。それによれば鎌数合計411で、もっとも多いのが五位堂・野口（西代を含む）の40、つづいて鎌田の39、磯野の38となっている。もっとも少ないのが岡崎の2、つづいて木戸、今在家の5であって（第2表）、その基準については明らかでない。

入会林野の荒廃を防ぐために山の口明期間、使用道具の種類・数量、伐採上の制限などについて村落間に定められた取為替が多くみられる。万歳山の場合、次のような定書によって樹木の濫伐を防ごうとしていたことが知られる。

定書

一字萬歳山ト申野山之儀者、往古右式拾貳ヶ村立會之郷野山ニ御座候、往古右上木之儀者、鎌取苅取候儀者、前々年申勝手次第ニ苅取候儀、在来ニ御座候処、近来郷中村方々小前之者として心得違ニ而、鶴嘴（鶴嘴）ノとん鍬或者平なんば鍬杯持候而、株根掘起候者も在之候様ニ□相聞候様に御座候、此儀者前々從御公儀様堅御停止ニ被仰付候儀ニ御座候、其上年々土砂御奉行様年々両度宛御廻村之節にも、縦面々持林之山たりとも鶴嘴とん鍬杯持候而株根掘起候儀者、御停止被仰渡候儀ニ御座候、右之通ニ候間此度杯掘候儀相改、郷中申合セ以来右躰（体）之道具持候而野山江行候儀者、堅相成申間舗（敷）候間此以来心得違之者在之候而、申定之儀相背候者杯山郷ニ而只々耆人たり共在之候而、郷中申定置候趣相背於在之候者、過料として米三石宛ニ相極メ申候、萬一申定相背候上過料米出し兼候者ニ候共、本人ニ不拘村役人々相辨、急度申定メ之通ニ其年番村江相渡可申候、自今申定之儀、此度相改候上者御互ニ急度相守可申候、依之郷中一統心得違無之様申定置候通、蓮（連）印定書如件

寛政七卯歳四月

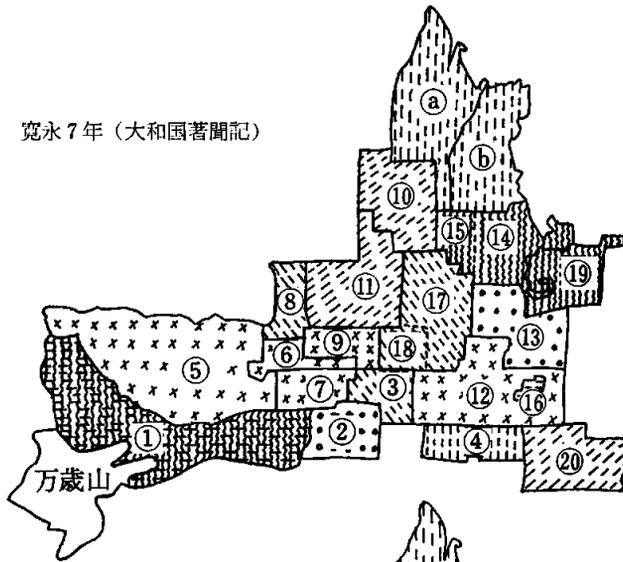
(1795)

但し前文之通相定候儀、相背候者在之候而隨ニ見届候者、郷中何之村方之者ニ而も、其村役人江急度相届ヶ候上、其年番村役人江相達シ候者江、褒美として其人江三石之内、分米五斗宛相渡シ可申答ニ申定置候

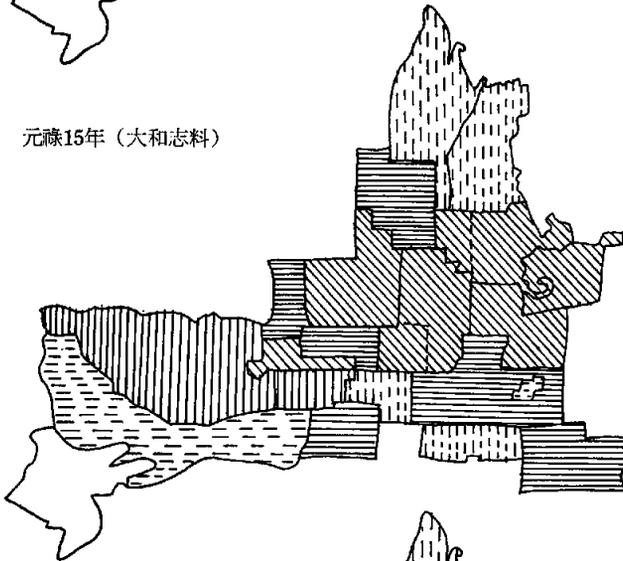
当麻村、大橋村、申村、勝根村、今在家村、鎌田村、西台（代）村、野口村、五位堂村、北角村、大谷村、築山村、池田村、市場村、岡崎村、磯野村、尺土村、木戸村、長尾村、竹之内村

瓦口村、別所村之儀者、追而御相談申候而加筆仕度候間、無記（池田区有文書）

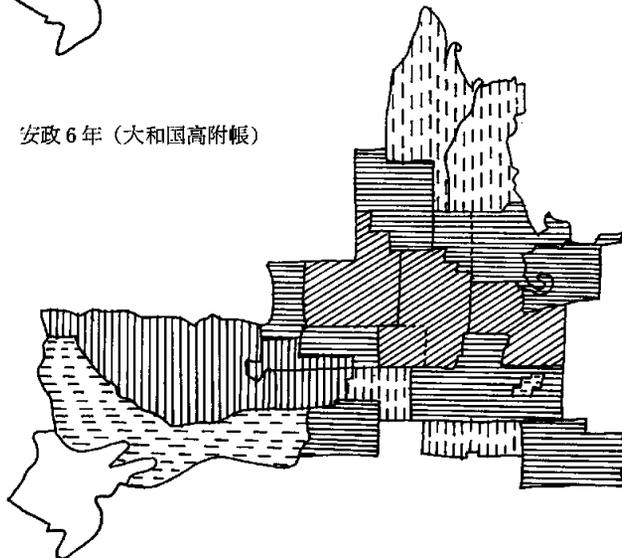
寛永7年（大和國著聞記）

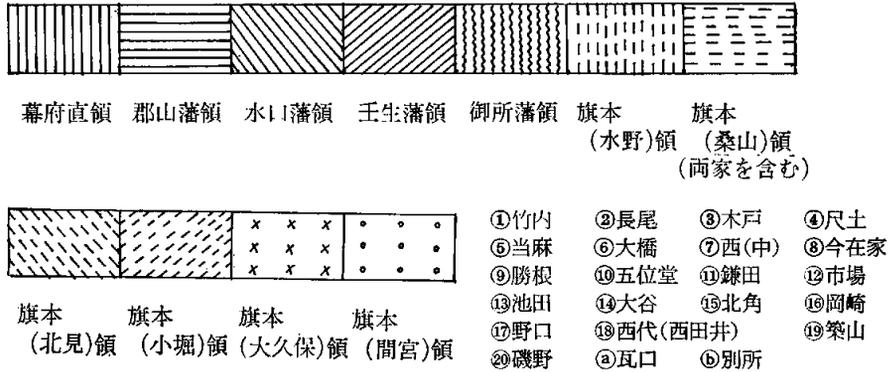


元祿15年（大和志料）



安政6年（大和国高附帳）





第4図 領主支配の変遷

近世におけるこの地域の領主支配は分割されていて、寛永期に7領主、元禄期に6領主、安政期に5領主にわたり、山郷集団は近世の藩政村の所領関係とは全く結びつかない(第4図)。このことは前時代からブロック単位に継承されてきた地域集団で歴史的地域の遺構であることを物語っている。

4. 近代の万歳山

入会林野のうち村中入会は内野、内山、村山などと呼ばれて入会とは呼ばれない場合があり、数か村が共同利用する場合だけをとくに入会と呼ぶ場合が少なくない。このような形態は数村持地入会、村々入会などと呼ばれる。この中には筆者が先に報告した奈良盆地東北縁の鉢石山¹⁾の例のように近世の割山制度が近代になって私有地化することによって解体したものや今日もなお財産区として数か村(大字)によって共同管理されている奥山²⁾(奈良県宇陀郡室生村および山辺郡都祁村)の例がある。本稿がとりあげた万歳山の場合は明治中期に地上権が設定されたものの全面的に解体したのが戦後になってであり、この点に特殊な解体過程が認められる。

明治5年(1872)9月、「地券渡方規則」(大蔵省達第126号)によって入会林野は公有地となり、私下予定地として取扱われた。しかし私下は入会林野と農民生活との結合を無視するもので、公有地の私下が事実上、不可能であることにかんがみ、政府は明治6年(1873)3月、「地所名称区別法」(太政官布告第114号)によって従来の公有地を官有地、公有地に区分し、これに私有地を加えて三種に大別し、入会林野のように官民有区分の明確でないものを公有地に編入した。ところが同年7月の地租改正法に付随する「地租改正条例」(太政官布告第272号)の施行によって公有地という中間制度が許されなくなり、明治7年(1874)11月の「地所名称区別改正法」(太政官布告第120号)によって公有地は民有地第一種あるいは第二種または官有地第三種に編入されることになった。入会林野は「人民数人或ハ数村所有ノ確証アル学校・病院・郷倉・牧場・秣場・社寺等官有地ニアラザル土地」として民有地第二種に編入された。この改正は以後始まる官民有区分事業に引きつけられることになり、政府による官有地の拡大がはかられることになる。入野林野に関して当初、農民を比較的保護する態度をとってきた政府の方針がここに一变することになり、以後の入会林野の所有権をあいまいなものにした。万歳山の地券は次のようなもので民有地第二種が適用されていた。

第百十五号

地券之証

中村 今在家村 築山村 大谷村 大橋村 竹之内村 岡崎村 北角村
鎌田村
大和国葛下郡 当麻村 磯野村 長尾村 野口村 市場村 尺土村 勝根村 池田村
西田井村 木戸村 五位堂村

同郡十八ヶ村貳方

字万歳郷山嶮岨

一山反別百貳町四反六畝廿貳歩¹¹⁾

但立木無之

東西道限

南北河内国境限

此山税米壹石四升五合貳夕

右検査之上授与之

明治八年四月

(1875)

奈良県権令 藤井千尋

中属富永伯

明治22年(1889)の町村制施行にともない旧村の封鎖性を打破するため入会林野を町村財産とし、それが不可能な場合でも町村の一部である区有の財産とされた。町村制以前には前述もしたように林野所有権は官有と民有の二種に限られ、公有林野は法律上、存在しなくなった。しかし実態としては入会林野であったことには変りがなく、本質的变化をともしなうことなく行政の上に位置づけられることになった。万歳山の場合、行政上は陵西・磐園・当麻・磐城・五位堂の5行政村にまたがっていたから特定の行政村に含めることができなかった。「奈良県葛下郡元竹ノ内村外十七ヶ村二方共有山組合」を再編成して、それまでであった組合にかえた。規約はほぼ従前の慣行を踏襲しており、本質的には大きな変化がなかったと考えられる。

奈良県葛下郡元竹ノ内村外十七ヶ村二方共有山組規約

大和国葛下郡元竹ノ内村所屬^{七百九十六番地}字万歳山^{七百九十七番地}反別六拾三町三畝歩同郡元竹ノ内村当麻村大橋村西中村勝根村鎌田村五位堂村野口村及西田井方大谷村及北角方池田村市場村築山村磯野村尺土村長尾村木戸村今在家村岡崎村計十八ヶ村二方土地所有権互ニ有スルハ従前ノ如ク、又河内国石川郡白木村大字平石字葛城山甲九百二十五番地秣山反別若干別紙図面之通り往古ヨリ請地山ニシテ当米代金ハ前記共有元各村ヨリ支出シ、生産物ハ共有各村収益スルノ慣行ハ是又従前ノ如クナレトモ時勢ノ変遷ニ從ヒ改正ヲ要スルノ必要感セリ、故ニ従前ノ慣行ヲ取捨シ将来ニ施行スル本山ニ関スル左ニ諸般ノ規約ヲ定メ以テ之ヲ実行ス

第壹條 各村共有地又ハ請地山ノ論ナク山地ニ生産スル樹木雜草ハ慣行ヲ存続シ各村民民ニ限り各自随意ニ収益ヲ求ムルモノトス

第貳條 本山整理ノ爲メ幹事壹名、副幹事壹名、理事貳名置クモノトス

第參條 共有山地ニシテ石或ハ樹根ヲ採掘スベカラズ

第四條 共有山地ヲ一己人ガ利益ノ爲メ犯ス等ノ場合有之トキハ幹事及理事ハ便宜處分シ、尚止マザルトキハ其筋ヘ起訴シテ所有権ノ安全ヲ保護スルモノトス、但代理人ヲシテ起訴爲サシムル場合ニ於テハ会議ノ評決ヲ以定ムルモノトス

第五條 共有山関係村ノ元一村一方毎ニ代理者ヲ壹名撰出シ、是ヲ以テ議員ニ充ツ（但貳拾名ヲ置ク）、其任期ハ八ヶ年トス、四年毎ニ半数抽籤ヲ以テ改撰ス、但再撰スルモ妨ナシ、

〔中略〕

第七條 幹事、副幹事ハ共有山ニ係ル諸般ノ事務ヲ整理シ、理事以下ヲ監督スルヲ以テ責任トス但幹事副幹事ハ議員中ヨリ互撰シ、其任期ハ八ヶ年トス

〔中略〕

第十條 理事ハ幹事ヲ補佐シ、会計事務ヲ分擔スルモノトス

但理事ハ従前ノ慣行ヲ斟酌シ、元十八ヶ村ニ方壹ヶ年毎ニ二ヶ村宛順次交迭ス

〔中略〕

第十條 経費賦課方ハ従前ノ慣行ヲ存続シ（鎌戸面数割）元各村代理者ヨリ収入スルモノトス

〔中略〕

第十條 共有者ニシテ第三條ヲ違背シタル者ハ五拾錢以上、貳円以下、第四條ヲ犯シタル者ハ貳円以上、貳拾円以下ノ損害ヲ徴収スルモノトス

明治廿四年九月四日 會議ニ於テ前條之通議決ス

葛下郡磐城村大字竹内、長尾、木戸、尺土、当麻ノ内元当麻、当麻ノ内元大橋、当麻ノ内元西中、勝根、今在家、五位堂村大字五位堂、鎌田、陵西村大字市場、野口、野口西代方、大谷、大谷北角方、池田、岡崎、磐園村大字磯野、築山〔代理者氏名省略〕

この中にみられる河内国石川郡白木村大字平石字葛城山甲 925 番地の秣山は古くからの請山で、万歳山山郷の村々は河内平石の山庄屋に請山銀を納めていた。大和と河内の境界は平石峠および峯通りで、「河内大和之国境紛無御座候」とあって明確であったはずであ

第 2 表 万歳山の経費賦課割（明治30年度—1897—）

	鎌 数 割		面 数 割		石 数 割		総 額 円	1,000分比 (明治35年—1902)
	鎌 数	金 額 円	金 額 円	石 数	金 額 円			
竹 内	36	0.180	1.008	143	4.951	6.139	122	
長 尾	21	0.105	1.008	80	2.770	3.883	54	
木 戸	5	0.025	1.008	46	1.593	2.626	37	
尺 土	11	0.055	1.008	46	1.593	2.656	37	
当 麻	36	0.180	1.008	137	4.744	5.932	83	
大 橋	13	0.065	1.008	29	1.004	2.077	29	
(西) 中	6	0.030	1.008	21	0.727	1.765	24	
今 在 家	5	0.025	1.008	37	1.281	2.314	32	
勝 根	23	0.115	1.008	20	0.692	1.815	25	
五 位 堂	40	0.200	1.008	125	4.328	5.536	77	
鎌 田	39	0.195	1.008	94	3.255	4.458	62	
市 場	40	0.200	1.008	136	4.709	5.917	82	
池 田	30	0.150	1.008	80	2.770	3.928	55	
大 北 角 方	18	0.090	1.008	85	2.943	5.049	70	
岡 崎	2	0.010	1.008	8	0.277	1.295	18	
野 口 代	40	0.200	1.008	96	3.324	5.540	77	
築 山	8	0.040	1.008	135	4.674	5.722	80	
磯 野	38	0.190	1.008	41	1.420	2.618	36	
計	411	2.055	20.160	1,359	47.055	69.270	1,000	

るが³³⁾、明治初年両者間に紛議を生じた。明治11年(1878)になって万歳山に入会権を有する村々と河内国平石、持尾両村との間に協定を結んでいる。

爲取換條約書

一今般地券改正ニ附而者、当万歳山野山昨十年八月反別丈量御明細上申致置候処、同山地続其御村村字葛城山旧来当方請地ニ持来リ、積年之久キ自他之区分判然相分リ、字舟床之芝始メ其余之請地全ク当方之所有と相心得、前書上申之際丈量致置候処、当春来右野山ニ附而者、彼是紛議ヲ生シ、双方立會境界取調候処、全ク其御村所有ニ相違無之、依而其御村方より反別上申在之處、一時之粗忽より再度上申仕候儀ニ付、昨年上帳二重ニ相成候字舟床芝始其余夫々御取消奉願度、依之御調印之儀、依願仕候処相違無之候、依而後証如件

明治十一年六月十七日

(1878)

大和国四大区壹小区

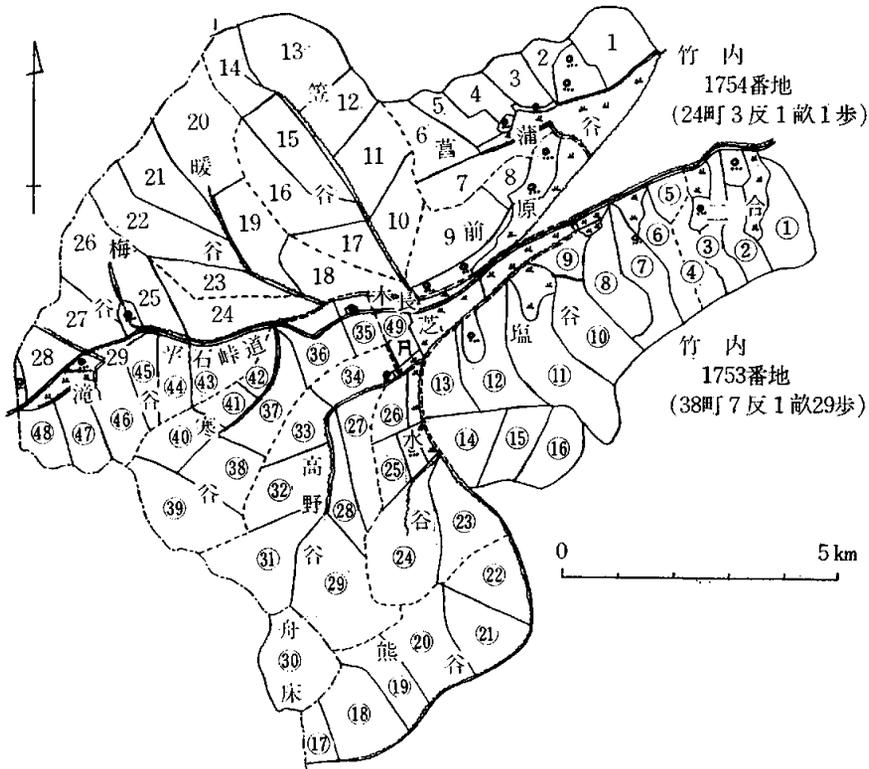
葛下郡市場村、岡崎村、池田村〔惣代氏名省略〕

河内国壱大区六小区

石川郡平石村、持尾村両村総代 御中

(当麻町役場蔵)

明治30年(1897)の森林法以後、林野利用を積極化する施策がとられたため林業勃興の気運を生じ、入会林野に対する関心も高まりをみせた。万歳山については『明治30年度共有秣山経費賦課徴収簿』によれば、近世の鎌数割の外、面数割、石数割を加味して総合的に賦課比率を定めているが(第2表)、このような比率が何時始まったものであるかは明



第5図 万歳山区画図

第3表 万歳山(竹内1754番地)区画

	名 称	面 積	所有大字		名 称	面 積	所有大字
1	菑 蒲 谷	6反5畝09歩	五位堂	16		1町2反2畝23歩	大 谷
2		1 8 05	"	17		8 0 23	長 尾
3		4 1 26	池 田	18	暖 谷	1 0 4 21	岡 崎
4		4 7 00	築 山	19		1 0 5 15	鎌 田
5		3 7 15	竹 内	20		1 6 6 01	勝 根
6		7 4 08	尺 土	21		1 1 0 28	磯 野
7		9 7 12	市 場	22		1 3 2 12	野 口
8	前 原	1 7 26	当 麻	23		6 3 28	当 麻
9		1町1 1 24	今 在 家	24	梅 谷	9 3 28	大 谷
10	笠 谷	7 6 25	当 麻	25		6 3 00	長 尾
11		9 9 05	"	26		1 4 7 00	木 戸
12		6 2 03	鎌 田	27		1 0 1 26	池 田
13		1 1 9 03	野 口	28		9 3 27	築 山
14		5 1 20	市 場	29		4 23	竹 内
15		1 1 9 09	竹 内				

第4表 万歳山(竹内1753番地)区画

	名 称	面 積	大正3年(1914)の所有者の所属大字		名 称	面 積	大正3年(1914)の所有者の所属大字
1	二 合	9反5畝25歩	(有井)	26		35反畝17歩	(当麻・狐井)
2		4 7 13		27	高 野 谷	8 7 18	(当 麻)
3		4 9 23	(竹内・出)	28		5 1 22	(竹 内)
4	塩 谷	4 4 09	(市場)	29		1町4 9 03	
5		1 5 25	(市 場)	30	舟 床	1 0 9 18	(狐 井)
6		4 7 10	(竹 内)	31	高 野 谷	1 6 5 08	(竹内2人)
7		7 3 03	(鎌田5人・加守)	32		1 3 0 23	(当 麻)
8		7 5 24	(鎌田2人・長尾)	33		5 4 18	(竹 内)
9		3 4 26	(鎌 田)	34		4 0 22	(竹 内)
10		1町0 8 03	(竹 内)	35	寒 谷	3 8 10	(竹 内)
11		1 6 6 19	(鎌田7人・今在家)	36		5 6 02	(竹内・当麻)
12		7 9 27	(鎌田2人)	37		9 7 00	(野 口)
13		6 8 15	(長 尾)	38		1 0 1 22	(有 井)
14		7 3 24	(市 場)	39		1 4 9 14	(有井・竹内・狐井)
15		5 6 09	(大 谷)	40		8 3 10	(竹 内)
16		6 1 25	(鎌田2人・竹内)	41		4 4 17	(尺 土)
17	熊 谷	3 0 27	(大谷・高田・八木)	42		4 6 05	(高 田)
18		1 1 7 26	(大谷・高田・八木)	43	滝 谷	1 3 5 06	(鎌 田)
19		6 5 19	(当 麻)	44		6 4 20	(鎌 田)
20		1 1 8 03	(当 麻)	45		7 2 08	(当 麻)
21		7 9 02	(当 麻)	46		9 0 18	(野 口)
22		8 0 15	(竹 内)	47		5 5 18	(野 口)
23	水 谷	1 1 7 11	(当 麻)	48		6 2 01	(当麻・狐井)
24		1 5 7 05	(当 麻)	49	木 長 芝	7 12	(良福寺)
25		4 7 27	(大 谷)				

らかでない。さらに明治35年(1902)には、村ごとに契約を取交してこの比率を1,000分比とし、共有地所は総て植林の目的をもって地上権を設定することとし(第1条)、地上権設定の場所地域は各関係村民の協議をもって予め区画を定め、公入札に付し、地上権を定めるものとした(第2条)。地上権の設定に際しては(明治36年<1903>共有土地使用契約、38年<1905>一部変更)、北側(1754番地)の24町3反1畝1歩は村別割(大字割)とし、南側(1753)番地の38町7反1畝29歩は戸別割として「入札ハ共有各大字ノ住民ニアラサレハ爲サンメス」³¹⁾とした。このように北側と南側との間に分割方法の相違をきたしたのはすべてを戸別割にすれば林野利用が一部の富農層に限定されることになり、貧農層は入会林野の利用が全くできなくなるとの配慮のためである。しかし村別割(大字割)された区域についても大字によっては『共有野山ニ関スル内約書』を定めて内部を戸別割したところもあった³²⁾。南側の戸別割の区域は規約にもとづいて当初は山郷集団内の村落住民に限定されていたが、次第に近隣村落の住民の所有に移行し、大正3年(1914)当時、加守、狐井、有井、良福寺、出、高田、八木などの住民の手に移っていることがわかる。

万歳山はこのような経過をたどりながらも明治36年(1903)を基点とする100年間の長期貸借で管理、処分の機関としての入会団体(郷中)が存続した。その意味において依然として入会林野であった。渡辺洋三があげている入会林野の利用形態のうちの権利者住民が区域を定めなくて共同で林野を利用する共同利用形態と各権利者ごとに一定の利用区域が画され、各人が自分に割りあてられるところしか利用できない個人分割利用形態との両タイプを合せた形態として把握することができる³³⁾。万歳山入会林野の解体は戦後で、昭和23年(1948)、共有林万歳山売却委員会の手によって完全に私有地化した。

む す び

金剛山地東斜面に展開する万歳山は中世後期の万歳氏勢力圏、万歳郷を背景とする地域的秩序—歴史的地域—の中で形成されたと考えられる。近世になると前時代の遺構を継承して次第にその枠組を固め、やがて22か村を包含する山郷集団が定着するに至った。入会権の放棄によって20か村とはなったが、この枠組は近代まで残存することになる。万歳山山郷の入会権は鎌数によって割り当てられ、林野は肥料、秣用の採草地として農業生産の上から必要不可欠の存在として重要な役割を果たした。

明治になり地租改正、町村制施行などの制度上の強制と金肥の普及は次第に万歳山を解体させる方向に影響し、明治35年(1902)の地上権設定を経て昭和23年(1948)、遂に完全に解体するに至った。しかしながら入会林野の領域はその後、いずれの行政村にも含まれず、ようやく昭和31年(1956)になって行政上の整理が完了する。このように山郷集団の枠組は明治行政村には生かされず、その範囲は5行政村に分断され、地域集団としてのまとまりは継承されなかった。

註

1. 中田薫は明治初年の入会または入会類似の関係を(1)村中入会、(2)数村持地入会、(3)他村持地入会、(4)私有地入会・官有地入会、(5)卸山・請山の類型に分類している。また喜多村俊夫は入会の種類としてA入会地が入会村にのみ属するもの—これを村中入会、村々入会に区分、B他村入会、C藩有林への入会に分類している。一般に入会林野という場合は数村持地入会＝村々入会を指すことが多い。本稿ではこれにしたがうことにした。
2. 入会林野に共同して入会権を有するムラの地域集団を近世、山郷と呼びならわした。

3. 原田敏丸：『近世入会制度解体過程の研究』1969.
4. 小栗 宏：入会農用林野の解体といわゆる共同体的所有について，地理学評論31の7，1958.
5. 明治10年（1877），中村は西中村と改称された.
6. 『野山郷開用訳書』年代不詳（大谷区有）.
7. 『桜井町史』1954，pp. 414～418.
8. 清水正徳編：『莊園志料，上巻』1933.
9. 渡辺澄夫：『畿内庄園の基礎構造』1956，pp. 30～35.
- 10, 11. 『大乘院寺社雜事記』延徳2年（1490）8月5日の條「平田庄官万歳与岡水相論事，自夏比事也，今日及合戦，大焼亡也，凡間分，岡方合力面々越智，箆尾，竜田，高田并河内右衛門佐云々，大勢也」.
12. 『大乘院寺社雜事記』文明7年（1475）6月8日の條「布施与万歳合戦，布施打負」.
13. 明治13年（1880），名倉北池築造時の地図（池田区有）.
14. 『多聞院日記』永祿11年（1568）12月9日の條「昨日万歳郷焼了」，同じく天正8年（1580）8月17日の條「從筒井河州衆ヲ語ヒ，惣都合二万五千程ニテ万歳郷悉以放火了」.
15. 明治初年，年代不詳，当麻熨斗明氏所有.
16. 平沢清人：『近世入会慣行の成立と展開』1967，p. 15.
17. 15に同じ.
18. 6に同じ.
19. 拙稿：近世における山割に関する歴史地理的研究—奈良盆地東北縁の鉢石山の場台，奈良大学紀要第2号，1973.
20. 『奥山史』，1957.
21. 現在の万歳山63町3畝のほか近隣の林野を含んでいると考えられる.
22. 『河南町史』pp. 280～281，竹内村と平石村との覚書（元祿12年（1699）11月15日）.
23. 『公入札執行并ニ契約締結ニ関スル規定』第3條，明治35年（1902）.
24. 『共有野山ニ関スル内約書』（大字長尾，明治35年<1902>）.
25. 渡辺洋三：入会権の実態と性格(-)，社会科学研究9の3，1957.

Summary

Manzai-yama which is located on the eastern slope of Kongo mountains had been utilized as common forest among twenty-two communes which had been subject to Manzais. Manzais was one of the local powers growing on the manors of Kofukuji temple and was called Kokumin.

It is said that the system and institution to utilize this common forest had already been established in the latter half of the middle ages and those communes had consisted Manzai-go which had been under the rule of Manzais.

Manzai-yama was so-called joint property belonged to Manzai-go and had been divided among neither communes nor farms through the Yedo era. Though this group of communes decreased its number in the middle of Yedo era when two communes withdrew from it, these communes had been unified as a sango-group and functioned as the institution to manage the common forest up to modern ages.

In 1903~1905 when more intensive use of common forest interested the

people in this district, this historical common forest was devided and redistributed in two ways 1) northern part, among sango member twenty communes 2) southern part, among all the individual farms in the area. In this stage of transformation in forest ownership, the sango-group sustained it and did not loosen inter-communal relations. But in 1948 when the remained northern part was devided as well among individual farms, forest union, the former sango, lost its raison d'être and Manzai-yama as common forest dissolved finally.